

2 章 仮設工事

1 節 一般事項

2.1.1 適用範囲

この章は、建築物等を完成させるために必要な仮設の工事に適用する。

2.1.2 仮設材料

仮設物に使用する材料は、使用上差し支えない程度のものとする。

2 節 縄張り、遣方、足場その他

2.2.1 敷地の状況確認及び縄張り

敷地の状況を確認のうえ、縄張り等により建築物等の位置を示し、設計図書との照合ののち、監督職員の検査を受ける。

2.2.2 ベンチマーク

- (a) ベンチマークは、木杭、コンクリート杭等を用いて移動しないように設置し、その周囲に養生を行う。ただし、移動するおそれのない固定物のある場合は、これを代用することができる。
- (b) ベンチマークは、監督職員の検査を受ける。

2.2.3 遣方

- (a) 縄張り後、遣方を建築物等の隅々その他の要所に設け、工事に支障のない箇所に逃げ心を設ける。
- (b) 水貫は、上端をかな削りのうえ、水平に地杭に釘打ちする。
- (c) 遣方には、建築物等の位置及び水平の基準を明確に表示し、監督職員の検査を受ける。
- (d) 検査に用いる基準巻尺は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級とする。

2.2.4 足場その他

- (a) 足場、栈橋、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日 建設省経建発第1号）その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
- (b) 定置する足場及び栈橋の類は、別契約の関係請負者に無償で使用させる。

3 節 仮設物

2.3.1 監督職員事務所、請負者事務所等

- (a) 監督職員事務所の設置、規模及び仕上げの程度は、特記による。
- (b) 監督職員事務所の備品等
 - (1) 監督職員事務所には、監督職員の指示により、電灯、給排水その他の設備を設ける。
なお、設置する備品等の種類及び数量は、特記による。
 - (2) 監督職員事務所の光熱水料、電話の使用料、消耗品等は請負者の負担とする。
- (c) 請負者事務所、従業員休憩所、便所等は、関係法令等に従って設ける。
なお、従業員宿舎は、構内に設けない。
- (d) 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。

2.3.2 危険物貯蔵所

塗料、油類等の引火性材料の貯蔵所は、関係法令等に従い、適切な規模、構造、設備を備えたものとする。また、関係法令等適用外の場合でも、建築物、仮設事務所、他の材料置場等から隔離した場所に設け、屋根、壁等を不燃材料で覆い、各出入口には錠を付け、「火気厳禁」の表示を行い、消火器を置くなど、配慮する。

なお、やむを得ず工事目的物の一部を置場として使用する場合には、監督職員の承諾を受ける。

2.3.3 材料置場，下小屋

材料置場，下小屋等は、使用目的に適した構造とする。

4 節 仮設物撤去その他

2.4.1 仮設物撤去その他

- (a) 工事の進捗上又は構内建築物等の使用上、仮設物が障害となり、かつ、仮設物を移転する場所がない場合は、監督職員の承諾を受けて、工事目的物の一部を使用することができる。
- (b) 工事完成までに、工事用仮設物を取り除き、撤去跡及び付近の清掃，地均し等を行う。